令和7年1月28日 東北国内肥料資源利用拡大セミナー資料

国内肥料資源利用拡大対策事業 [令和6年度補正予算]

事業概要



農林水産省

Contents

0 国内資源の肥料利用の拡大に向けた対応方向

1 事業の全体像

2 支援内容

A:国内肥料資源活用総合支援事業

- 3 令和5年度補正予算からの 主な変更点
- 4 申請手続
- 5 事業実施計画書の主な内容
- 6 事業実施計画書に対する審査 基準・採択方法
- 7 事業実施に係る主なフロー
- 8 スケジュール
- 9 問い合わせ先



0

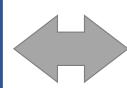
国内資源の肥料利用の拡大に向けた対応方向

- ✓ 国内資源の肥料利用や取組の定着に当たっては、原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携した取組が不可欠。
- ✓ これら3者それぞれにメリット のある形での連携した取組を推 進し、各地域の状況に応じた多 様な取組を創出。

原料供給事業者

処理コストが必要となる 廃棄物を売れる資源に

- ・肥料原料として使いやすい形で供給 → 水分調整(乾燥)、完熟化、ペレット化
- ・臭気対策・原料の保管



肥料利用者

安定した価格で肥料調達、 収量・品質向上

- ・施肥体系の転換(実証、施肥基準の見直し)
- ・散布体制づくり
- ・肥料の保管



3者にメリットある取組を推進

肥料製造事業者

時代に即した 新たなビジネスチャンス

- ・農家が使いやすい肥料の製造(ペレット化、配合)
- ・広域流通・臭気対策
- 原料の保管

「農家が使いやすい、使いたくなる国内資源由来肥料」の例



高品質な堆肥

- 水分含量が低く、臭いも少ない
- 作物生育への悪影響が少なく、散布しやすい



ペレット肥料

- ペレット化され、広域流通 可能
- 農家が持っている散布機 (ブロードキャスター)で 撒ける



有機入り複合肥料

- 成分が調整されており、化成肥料の代わりに使える
- BB 肥料などで各品目の ニーズに合った肥料が製造 **3** できる

国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和6年度補正予算額 6,390百万円】

<対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、**肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥** 料利用者の連携づくりや施設整備等を支援します。

〈事業目標〉

肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を拡大(40%「令和12年度まで])

く事業の内容>

く事業イメージン

1. 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。

2. 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

- ① ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。
- ② 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。

3. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

- ① 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査し、 土地生産力を明らかにします。
- ② 家畜排せつ物等の高度利用実態等を調査します。

<事業の流れ>



原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者

との間で連携計画を作成した者へ支援 肥料利用者 原料供給事業者 肥料製造事業者

堆肥の高品質化等に必 要な施設等の整備支援

- ·堆肥化処理施設
- ・乾燥施設・臭気設備 等

肥料向けの国内資源 の供給実証支援

·資材購入費 ·成分分析費 等

肥料の製造施設等の 整備支援

・ペレット化施設 ·乾燥施設 ·臭気設備 等

肥料の試作支援

·資材購入費 ·成分分析費 等

肥料の利用機械等の 導入支援

- ·堆肥等散布機 ·土壌分析機 等

肥料の効果検証支援

- ·資材購入費
- ·土壌分析費 等

事業の全体像

事業の執行単位 国内肥料資源活用施設総合整備支援(施設等整備)【H】 国内肥料資源活用総合推進支援(肥料の試作・栽培実証・機械導入等)【S】 A:国内肥料資源活用総合支援事業 国内肥料資源活用推進事業(都道府県協議会事務経費) 【S】 【民間団体向け補助金】 国内肥料資源利用拡大対策事業 国内肥料資源流通促進支援(全国段階での推進活動)【S】 国内外の肥料原料価格の動向等調査【S】 1 畜産堆肥流通体制支援事業(全国団体での推進活動) 【S】 B: 畜産環境対策総合支援事業 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業(成分分析・堆肥造粒機等の導入等) 【S】 【都道府県・民間団体向け 畜産・土づくり施設等導入支援事業(堆肥の高品質化・ペレット化等に係る施設等整備)【H】 補助金】 畜産環境関連施設等導入支援事業(悪臭防止や汚水処理について高度な施設等整備)【H】 全国一斉地力調査事業 C:調査事業(委託事業) 【民間団体等向け委託費】 家畜排せつ物高度利用実態調査

H:施設整備等事業(ハード事業)53.0億円

S:実証・機械導入等事業 (ソフト事業) 10.9億円の内数

・ 赤字:本資料において説明する事業内容

支援内容

✓ 国内資源由来肥料(※)の利用拡大に当たって、関係事業者が抱える課題の解決に必要な取組を支援します。

原料供給事業者

農家や肥料製造事業者が使いや すい肥料や肥料原料の安定供給に 向けた体制づくりを支援します。

詳細はP12・29へ

堆肥の高品質化

堆肥の水分調整、発酵、調整 等に必要な施設の整備・改修や 機械導入等への支援が可能です。



ペレット化による肥料メーカーへの 供給、広域流通

ペレット化設備の導入や、新たな流通方法の検討に必要な運搬費等への支援が可能です。



肥料・肥料原料の成分分析

分析機関への外注、検査 機器の導入等への支援が可 能です。



肥料製造事業者

肥料利用者が使いやすい国内資源由来肥料の製造・供給体制づくりを支援します。

詳細はP13へ

新たな肥料の試作

肥料試作に必要な肥料原料の 購入、成分の分析、施肥効果の 検証等への支援が可能です。



製造・配合などの施設整備

製造施設の整備やライン増設、 臭気・衛生対策に必要な設備の 導入等への支援が可能です。



流涌体制の整備

原料や肥料の保管に必要な施設の整備、原料等の運搬に係る 実証等への支援が可能です。



肥料利用者

国内資源由来肥料への転換に必要な新たな肥料の効果検証の取組 や散布機の導入等を支援します。

詳細はP14へ

生産現場での新たな肥料の導入や効果 の検証

栽培実証に必要な新たな肥料の購入に係る経費、土壌分析、研修会の開催等への支援が可能です。



散布機の導入

マニュアスプレッダやブ ロードキャスタ等の散布機 導入の支援が可能です。



【事業実施の前提】原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者との間で「連携計画」を作成

「連携計画」とは?

記載例

- ✓ 国内資源の肥料利用の拡大に向けて、事業実施主体が連携 するプレーヤーと取組内容を 整理する計画です。
- ✓ 肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者のそれぞれを位置付けていただく必要がありますが、必ずしも三者が別々の者である必要はありません。
 - (例)原料供給事業者と肥料製造 事業者が同一の事業者となる ケース、肥料製造事業者と肥 料利用が同一の事業者となる ケース等)

国内肥料資源の利用拡大に向けた連携計画

〇〇地域では、畜産業から排出される家畜ふん尿を個々の畜産農家が堆肥製造等により処理してきたが、近隣に堆 課題 肥を利用する耕種農家が少なく、家畜ふん尿の滞留が畜産経営の維持・拡大の障壁となっている。 国内資源である家畜ふん堆肥を主原料とする肥料をペレット化し、県内のみならず、県外へも流通させることによ 目指す姿 り、供給量を増加させるとともに、耕種農家と連携し、化学肥料の代替肥料として定着させる。 原料供給事業者 肥料製造事業者 肥料利用者 業者 △△肥料 □□畜産 ☆☆農業協同組合の耕種農家 取 堆肥受け入れ施設を増強するととも 化学肥料に代わる新たな堆肥入り6-ペレット加工に適した品質(水分調整 組 に、農家が使いやすい堆肥入り6-6-等)で肥料原料となる豚ぷん堆肥を安定 6-6混合肥料の効果検証を行うととも 内 6 混合肥料の供給に向け、ペレット化に に、散布に必要な機械を導入する。 供給する。 必要な施設を整備する。 活用事業 用 国内資料資源利用拡大対策事業 事業

A:国内肥料資源活用総合支援事業

令和5年度補正予算からの主な変更点

	主な変更点	内容
1	補助上限額	 ■ 「国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト支援)」のうち、肥料の試作の取組について、1事業実施計画書当たりの補助上限額を設定。 ー 国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト支援)のうち肥料の試作の取組 : 2百万円 (機械の借上費を除く。)
2	事業要件	■ 「国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト支援)」のうち、栽培実証の取組について、 補助対象となる国内資源由来肥料の量は、 表籍実証を行うほ場において散布していた 海外からの輸入原料に依存した肥料の成分 (窒素、りん酸、加里)の代替となる国内 資源由来肥料の量を上限に設定。 要領別紙1-2-1

	主な変更点	
3	事業実施計画書 に対する審査基準	■ 「国内肥料資源活用施設総合整備支援(ハード支援)」に係る事業実施計画書の審査に当たり、供給数量又は取扱数量の増加量に、国内資源由来の肥料の成分(窒素、りん酸、加里)を乗じた、肥料成分ベースの審査基準を設定。また、肥料成分ベースの審査基準に、下限値を設定。 ■ 「国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト支援)」において、肥料の試作の取組を行う場合、肥料法に基づく登録又は届出を行うことを目標として設定。 ■ 農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組の場合にはポイントを加算。 要領別紙1-6
4	その他	 <他施策との関連付け> ● 交付申請時における、 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出を義務化 ※R6年度補正予算においては、事業実施後の報告は不要 ■ R7年度以降新たに発売される型式の農業機械については、 安全性検査に合格しているものに限定

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートとは、**最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化** することにより、補助事業の実施により新たな環境負荷が生じないようにするため、<u>農林水産省全ての補助事業に</u> おいて導入されたものです(R6補正予算においては、交付申請時のみチェックシートの提出が必要)。

◆ チェックシートの提出方法

中心的な取組主体

取組が県域内の場合

取組が県域を超える場合

チェックシート本体

<u>チェックシート本体</u>

本事業の活用を希望する事業者(事業実施主体)

チェックシート本体 又は**実施者リスト**

都道府県協議会

チェックシート本体 又は**実施者リスト**

実施者リスト

地方農政局等

◆ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェック シート実施者リスト(別記様式第5別添4)

事業実施主体又は中心的な取組主体が相当数となり、 **チェックシート本体を提出**することで、**申請資料が膨大**となる場合、事業実施主体又は都道府県協議会は**チェックシート 本体を保存した上で、実施者リストを作成し提出**することで、 チェックシート本体の提出を省略することが可能です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト記載例

番号	事業実施主体名又は	対象チェックシート		
田与	中心的な取組主体名	農	畜	民
1				•
2	$\triangle \triangle$ 組合 代表 $\triangle \triangle \triangle \triangle$	•		
2 – 1	○○ ○○(中心的な取組主体)	•		
2 – 2	△△ △△(中心的な取組主体)	•		
2 – 3	□□□□(中心的な取組主体)	•		
3	×× ××		•	
総数	6			

肥料原料供給者 向けの支援

要領別紙1-1/1-2



- (1) 畜産業を営む者又は地域の家畜排せつ物処理を引き受けて堆肥の生産を行う者。
- (2) 牛肉骨粉製造事業者(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条第1項に基づく 都道府県知事の許可を受けている者。)
- (3) その他の事業者(食品残渣等の肥料原料として使用できる資源を供給する者。) (この他、ソフト支援に限り、関係事業者で構成し一定の要件を満たすコンソーシアムも可。)

支援メニュー・補助率・成果目標

		支援メニュー(※1)	補助率	補助上限額	成果目標(※2)
1		国内資源由来肥料原料の成分分析、原料の収集に係る実証			
2	צ	事業の効率的な取組に必要な調査(※3)	定額	3千万円	国内資源由来肥料の 施用面積の増加
3	7	取組拡大のための情報発信(※3)			
4		国内資源由来肥料原料の収集・運搬等に必要な機械の導入	1/2以内	-	
5	ハード	国内資源由来肥料の製造のための国内資源供給施設等の整備 (施設等の整備に伴う既存施設等の撤去・原状回復を含む)	1/2以内	20億円 (単年度)	国内資源由来肥料原料の 供給数量の増加

- (※1)必要な支援メニューを選択可能です。
- (※2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。
- (※3) 1又は4の取組に附帯するものに限る

留意事項等

- 配合飼料を購入している畜産業を営む者の場合、配合飼料価格安定制度の契約締結を継続する必要。
- 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に取り組む必要。



肥料製造事業者 向けの支援

要領別紙1-1/1-2

支援対象者

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第4条に基づき登録を受けている者 又は第22条に基づき届出を行っている者

(この他、ソフト支援に限り、関係事業者で構成し一定の要件を満たすコンソーシアムも可。)

支援メニュー・補助率・成果目標

		支援メニュー(※1)	補助率	補助上限額	成果目標(※2)	
1		国内資源由来肥料の試作			肥料法に基づく 登録又は届出	
2	ע	国内資源由来肥料の成分分析、原料の収集や国内資 源由来肥料の運搬に係る実証	定額	3千万円 (ただし、1の取組につ いては機械の借上費を除		
3	ソフト	事業の効率的な取組に必要な調査(※3)		き2百万円)	国内資源由来肥料の	
4		取組拡大のための情報発信(※3)			施用面積の増加	
5		国内資源由来肥料の加工等に必要な機械の導入	1/2以内	-		
6	ハード	国内資源由来肥料の製造の施設等の整備 (施設等の整備に伴う既存施設等の撤去・原状回復を含む)	1/2以内	20億円(単年度)	国内資源由来肥料の 供給数量の増加	

- (※1)必要な支援メニューを選択可能です。
- (※2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。
- (※3) 1、2又は5の取組に附帯するものに限る

留意事項等

国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用 拡大に取り組む必要。



肥料利用者 向けの支援

要領別紙1-1/1-2



- 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その 他農業者の組織する団体、民間事業者及び地方公共団体等。
- 国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5人以上参加する必要。

(この他、ソフト支援に限り、関係事業者で構成し一定の要件を満たすコンソーシアムも可。)

支援メニュー・補助率・成果目標

		支援メニュー(※1)	補助率	補助上限額	成果目標(※2)
1		国内資源由来肥料の肥培効果や散布効率に関する栽培実証、 土壌等に関する分析(※3、4)			
2	צ	事業の効率的な取組に必要な調査(※5)	定額	3千万円	国内資源由来肥料の
3	ر ۱	取組拡大のための情報発信(※5)			施用面積の増加
4		国内資源由来肥料の散布や土壌分析等に必要な機械の導入 (※3)	1/2以内	-	
5	ハード	国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備 (施設等の整備に伴う既存施設等の撤去・原状回復を含む)	1/2以内	20億円(単年度)	国内資源由来肥料の 取扱数量の増加

- (※1)必要な支援メニューを選択可能です。
- (※2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。
- (※3) 事業実施計画書に位置付けられた中心的な取組主体が行う1に係る資材購入費、燃料費、役務費や4に係る機械器具費等 も支援対象です。
- (※4) 1に係る資材購入費については、予算成立日(令和6年12月17日)以降に購入した資材も支援対象です。
- (※5) 1又は4の取組に附帯するものに限る

留意事項等

• 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に取り組む必要。



都道府県協議会 向けの支援

要領別紙1-3

支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー(※1)	補助率	成果目標(※2)
1 事業実施主体に対する指導や助言等		
2 事業実施主体に対する補助金の交付等		(目標設定不要)
事業実施主体から提出された書類の確認		
国内資源由来肥料の活用促進のための調査等		
4 施肥基準等の見直しに向けた調査、関係事業者間の 連携づくりや生産現場への普及啓発の取組等	定額	国内資源由来肥料の取組拡大 に向けた検証可能な成果目標を
その他必要な事項		設定する必要。
5		

- (※1)必要な支援メニューを選択可能です。
- (※2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。

留意事項等

- 協議会規約等及び業務方法書を定め、地方農政局長等の承認を得る必要。
 ただし、過去に承認を受けた協議会を存置させ、協議会規約が過去の承認時等から変更されていない場合は、承認手続を省略可。
- 都道府県協議会による間接補助事業の完了は、間接補助事業者(事業実施主体)への補助金の交付や外部委託業務等の完了となるため、年度内にこれらに係る支払を終えられるよう、概算払の活用を含め執行管理が必要。

補助対象経費(共通)

本事業を実施するために直接必要となる下記の費目が補助対象となります。



▲ 目標達成に向けた取組に必要な経費として明確に区分でき、証拠書類によって金額等が確認できるものに限ります。

4	日保廷成に同りた状間に必要な性質として明確に区。	りては、血液自然に	ひして単母
費目	留意事項等	費目	
機械器具費	・機械の導入、リース導入又は改良に係る経費 ・計画書作成段階で複数見積り、交付決定後に一般競争入札	燃料費	・農業用機械や
	又は複数見積もりが必要 ・導入する機械等の能力・規模が適正である必要	旅費	・事業を行うだ
資材購入費	・栽培実証用の資材購入費については、予算成立日以降に購入した資材が対象	謝金	・都道府県協調 対象外
資材運搬費	・肥料の原料収集等、新たな流通方法の実証に必要な経費	委託費	・第三者に委託
備品費	・取得価格が50万円未満のもの		・委託先の事業額に占める
会場借料	・事業実施主体が会議室を有している場合は、当該会議室を 優先して使用する必要	役務費	
通信・運搬費		雑役務費	
借上費	・レンタルが困難な場合は、リースも可	賃金等	・事業実施のた 対価等
印刷製本費		施設等の整備	・新設のほか、
消耗品費	・備品費に属さないもの(当該事業のみで使用されることが 確認できるもの)の購入に要する経費	又は改修に 必要な経費	・補助対象事業
情報発信費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発は対象外	(ハード)星	要領別紙1-1-1 1 <i>-2</i>

費目	留意事項等
燃料費	・農業用機械や車両等の燃料代
旅費	・事業を行うために必要な出張に係る経費
謝金	・都道府県協議会の構成員及び事業実施主体に対する謝金は 対象外
委託費	・第三者に委託することが必要かつ合理的・効率的な業務に限定する必要・委託先の事業者名、委託業務の内容、委託率(補助金合計額に占める委託費を割合)を明記する必要
役務費	
雑役務費	
賃金等	・事業実施のため、雇用した者に対して支払う実働に応じた 対価等
施設等の整備 又は改修に 必要な経費	・新設のほか、一定の要件を満たす既存施設等の改修も可 ・補助対象事業費の考え方等については、P17

国内肥料資源活用施設総合整備支援(ハード)に係る主な留意事項等

補助対象事業費

① 工事費

(建設工事費、製造請負工事費及 び機械器具費を含む。)

② 実施設計費

(実施設計に必要となる測量費及び 調査費を含む。)

③ 丁事雑費

(原則として①+②の3.5%以内)

主な手続

1. 実施設計書の作成

- 実施設計書を作成の上、工事の着工までに 地方農政局長等に提出。

2. 事業の施行

- 直営施行、請負施行、委託施行又は代行施 行のいずれかの方法によって実施。
- 工事の着手に当たり、入札結果等を地方農 政局長等に提出。

✓ 設計事務所等に委託する場合には、原則として一般 競争入札により受注者を選定する必要。

留意事項

- ✓ 施設整備等に係る契約に当たっては、契約手続等の 一層の公平性、透明性等を図る必要。
 - 契約者選定に当たり、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定めるなどの措置。
 - 工事に関する契約において、一括下請負の禁止に ついての契約条項を明記。
 - 一般競争入札に当たり、公告期間は 10 日間以上 (土日祝祭日を含まない)を確保し、広く周知。
- ✓ 補助対象経費の中に、事業実施主体の自社製品の調 達又は関係会社からの調達分がある場合には、適正に 利益等を排除する必要。

3. 事業完了

- 工事が完了したときは、速やかにしゅん功 届を地方農政局長等に提出。

国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)に係る主な留意事項

肥料の試作

■ 試作の結果を取り

■ 事業完了後に提出

まとめたことを

もって事業完了。

する実績報告書に

は、試作の結果を

栽培実証

機械導入

■ 肥料法に基づく**登録又は届出前の肥料を用いて生産した農産物**は、 **有償無償を問わず、他者に譲渡してはならない**。

■ 補助対象となる国内資源由来肥料の上限量は、基準年(令和5年度)に栽培実証を行うほ場において散布していた海外からの輸入原料に依存した肥料の成分の代替となる国内資源由来肥料の量。

(イメージ図)



- 事業実施計画書に位置付けた肥料のいずれかを目標年度まで使い続ける。
- 栽培実証の結果を取りまとめたことをもって事業完了。
- 事業完了後に提出する**実績報告書には、栽培実証の結果を添付(土 壌分析等を行う場合は、分析結果も必要)**。

- 導入する機械等の能力・規模が適正である こと(機械等の利用効率が概ね100%)。
- 成果目標面積(ha)成果目標年度における国内資源由来肥料の施用面積
- ▶ 負担可能面積 (ha) 導入する機械等が、作業適期内に作業することにより、国内資源由来肥料の施用が可能となる面積
- 機械等の利用効率が大き過ぎれば、機械等の能力・規模が不足するため、成果目標の達成が困難。小さ過ぎれば、成果目標に対して機械等の能力・規模が過大。
- → 事業費が適正に算定されていなければ不採 択となるため、機械等の利用効率が概ね 100%となるような計画とする必要。

要領別紙1-2、1-2-1、1-2-2、他

添付。

申請手続

原料供給事業者・肥料製造事業者

「連携計画」 に位置付けら れた取組範囲 都道府県域を超えない場合

⇒ 都道府県協議会に対し申請

都道府県域を超える場合

⇒ 都道府県協議会 又は 地方農政局等に対し申請

肥料利用者

事業の 実施場所 都道府県域を超えない場合

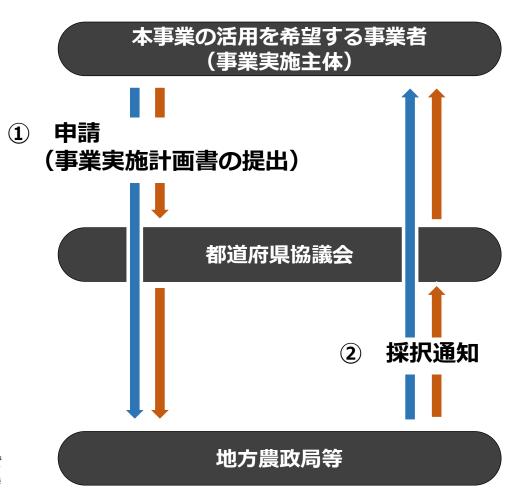
⇒ 都道府県協議会に対し申請

都道府県域を超える場合

⇒ 都道府県協議会 又は 地方農政局等に対し申請

※1:申請先が異なっていても、実施要領に定める審査基準に従い同じタイミングで 審査を実施します。提出ルートの違いにより採択基準や採択のタイミングが異 なることはありません。

※2:採択後の交付申請手続等の手続ルートの考え方も同様です。



事業実施計画書の主な内容

- 事業の目的
- 事業完了予定年月日(※1)
- 供給・利用する肥料 (肥料の種類、国内資源の種類、国内資源由来成分等)
- 成果目標(現状値・目標値、成果目標の設定根拠)
- 事業実施体制図
- 活用する支援メニュー等
- 丁程表
- 事業費積算内訳(※2)

活用する支援メニューに応じて作成

(施設等の整備をする場合)

● 事業費の積算根拠、施設等の規模 決定根拠、管理運営規定、図面、 + 収支計画等

(栽培実証をする場合)

● 栽培実証計画(実証者情報、実証ほ 場、実証品目、実証肥料、実証散布 量、図面、補助対象となる国内資源 由来肥料の上限量算出表等)

(機械・機器を導入する場合)

- 見積書(2者以上)
 - 導入する機械等の能力・規模が 適正であることを示す資料
- 「国内肥料資源活用施設総合整備支援」に限り、総事業費が一定の規模を超え、工程上、単年度の事業完了が不可能な場合には、 複数年度に渡る事業実施計画書の作成が可能です。

+

※2 1事業実施計画書当たりの補助上限額があります。

6

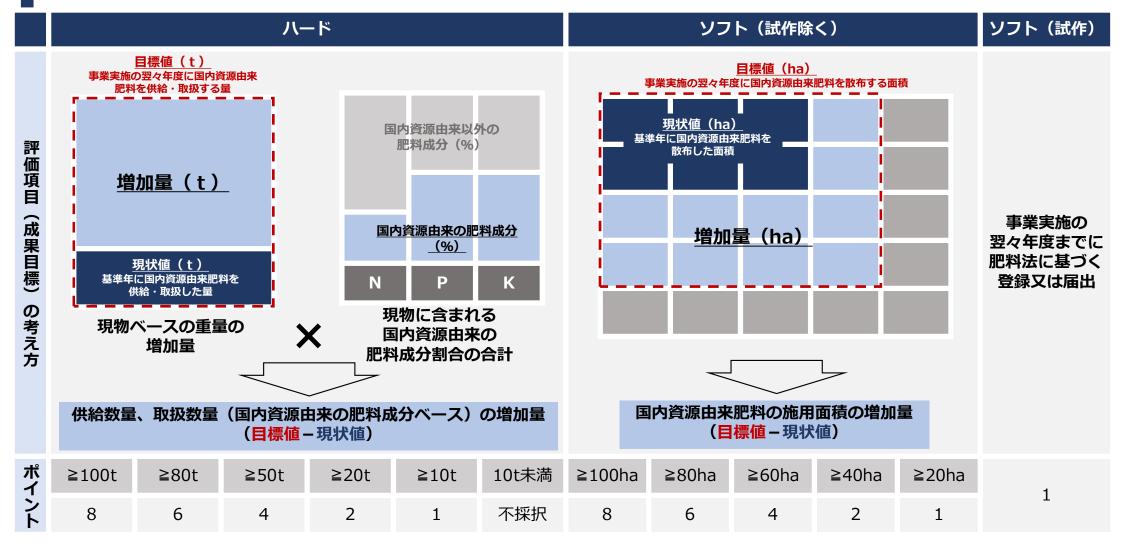
事業実施計画書に対する審査基準・採択方法

<国内肥料資源活用施設総合整備支援及び国内肥料資源活用総合推進支援に係る審査基準>

- 李業実施計画書ごとに評価・ポイント付けし、ポイントの合計値の高い事業実施計画書から採択優先順位を定め、予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補者を選定します。
- ✓ 必須項目又は評価項目において一 つでも不採択がある場合若しくは ポイントの合計値が一定の値(8 ポイント)に満たない場合は、補 助金交付候補者として選定しない ものとします。
- ✓ ポイントの合計値が同じ場合には、 補助金額が低い事業実施計画書を 上位として順位を定めます。
- 注1:評価項目で不採択があるのは、国内肥料資源活用施設総合整備支援のみ。
- 注2:過年度に本事業を活用した事業実施主体に おいては、過年度事業の成果目標値又は現状 値のいずれか大きい値からの増加量により評 価します。

必須項目 ・ 成果目標の妥当性 (採択/不採択) ・ 取組内容や事業スケジュールの実現性 ・ 要件の適合 ・ 要件の適合 ・ 実施体制の整備 ・ 連携計画の策定 評価項目 成果目標 (8/6/4/2/1/不採択)注1 ・ 設定した成果目標の増加量(目標値 – 現状値)注2 取組の広域性(3) ・ 広域流通に適した肥料の形態			
 ・ 事業費の妥当性 ・ 取組内容や事業スケジュールの実現性 ・ 要件の適合 ・ 実施体制の整備 ・ 連携計画の策定 ・ 政果目標 (8/6/4/2/1/不採択)注1 		市界中央計画書のおりは	・成果目標の妥当性
必須項目 ・ 取組内容や事業スケジュールの実現性 事業実施主体の適格性 (採択/不採択) ・ 要件の適合 ・ 実施体制の整備 ・ 連携計画の策定 評価項目 成果目標 (8/6/4/2/1/不採択)注1 ・ 設定した成果目標の増加量(目標値 – 現状値)注2			・事業費の妥当性
 事業実施主体の適格性 (採択/不採択) ・ 実施体制の整備 ・ 連携計画の策定 ・ 設定した成果目標の増加量(目標値 – 現状値)注2 	必須頂日	·	・ 取組内容や事業スケジュールの実現性
 (採択/不採択) ・ 実施体制の整備 ・ 連携計画の策定 ・ 設定した成果目標の増加量(目標値 – 現状値)注2 	公从 共日		・要件の適合
 連携計画の策定 成果目標 (8/6/4/2/1/不採択)注1 (8/6/4/2/1/和 採択)注1 (8/6/4/2/1/不採択)注1 (8/6/4/2/1/不採択)注1 (8/6/4/2/1/不採択)注1 (8/6/4/2/1/不採択)注1 (8/6/4/2/1/不採択)注1 (8/6/4/2/1/不採択)注1 (8/6/4/2/1/ 和 採			・実施体制の整備
評価項目 (8/6/4/2/1/不採択)注1 (8/6/4/2/1/不採択)注1		,	・連携計画の策定
取組の広域性(3)・広域流通に適した肥料の形態	評価項目		・ 設定した成果目標の増加量(目標値 – 現状値)注2
		取組の広域性(3)	・ 広域流通に適した肥料の形態
化学肥料の代替性(8/5/3) ・ 国内資源由来の窒素、リン酸、加里の成分量		化学肥料の代替性(8/5/3)	・ 国内資源由来の窒素、リン酸、加里の成分量
取組の新規性(6)・過年度における本事業の実施の有無		取組の新規性(6)	・ 過年度における本事業の実施の有無
・ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく計画認定の有無	加算項目		荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく計画認定
他施策との連携(5/3/2)・農業競争力強化法に基づく認定の有無		他施策との連携(5/3/2)	・農業競争力強化法に基づく認定の有無
・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に関する取組の有無			
・農林漁業循環経済先導計画に基づく先導計画の有無			・農林漁業循環経済先導計画に基づく先導計画の有無

(参考) 審査基準のうち評価項目の考え方



6

事業実施計画書に対する審査基準・採択方法

- ✓ その後、施肥基準の見直しに向けた調査、関係事業者間の連携づくりや生産現場への普及啓発の取組等、**都道府県協議会による多様な**取組について、内容に応じてポイント付けし、ポイントの合計値の高い事業実施計画書から優先順位を定め、採択します。

<国内肥料資源活用推進事業に係る審査基準>

	3、据計画事心 型 4.件		
N. 47-7-	事業実施計画書の妥当性 (採択/不採択)	•	取組内容や事業スケジュールの実現性
必須項目		•	成果目標の妥当性
	実施主体の適格性 (採択/不採択)	•	要件の適合
	取組の類型	•	施肥基準の見直しに向けた取組が計画されてい る場合(10)
加算項目		•	関係事業者間の連携づくりの取組が計画されて いる場合(10)
加 异块口		•	生産現場への普及啓発の取組が計画されている 場合(5)
		•	対策事業の推進に必要な取組が計画されている 場合(3)

※:()内の数字は、ポイント

要領別紙1-6

事業実施に係る主なフロー

玉

- 事業実施主体の募集。(採択状況等を踏まえ、複数回実施。)
- 事業実施計画書等の審査。
- 補助金交付候補者の選定。
- 採択通知の発出。(交付申請書の提出期限を通知。)

- 申請内容の審査。
- ▼ 交付決定採択通知の発出。(交付申請書の受理から交付決定通知までの標準的な期間は1月。)

事業実施主体 の募集

採択手続

交付申請

交付決定

事業実施

事業実施主体

■ **事業実施計画書**、**連携計画**を作成の上、提出。

☑ 連携計画の関係者を含め、十分に計画内容を精査の上、実現可能な計画を 提出してください。

虚偽の申請や、採択後にやむを得ない事業(天災その他の災害等)以外の理由で事業の取りやめがあった場合、次年度以降の申請が認められない場合があります。

- 採択通知を受理した後、必要に応じて事業実施計画書の修正を行った上で、 **交付申請書**を提出(補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合は、減額して申請)。
- 交付申請書に併せ、**環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート 等**を提出。

この時点で、「採択マップ」として 農水省HPにて簡単な実施内容を紹介 させていただきます!

■ <u>交付決定通知書の受理後、事業開始。</u> (事業に係る発注・契約等が可能。)

交付決定の内容又はこれに附し た条件に従い、善良な管理者の注 意をもって補助事業を遂行。 補助事業の効果的な実施を図る上でや むを得ない事情により交付決定前に事業 の着手を行う場合にあっては、「交付決 定前着手届」を提出する必要。



事業実施

(留意事項)

- 売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付す必要。 (補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に 付し、又は随意契約によることも可。)
- 契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せに参加 しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求 める必要。
- 次の場合には、交付決定の取り消し等の措置。
 - ・ 法令や交付決定者の指示に違反した場合
 - ・ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - ・ 補助事業に関し、不正、事務手続の遅延、不当な行為をした場合 等

[1月31日まで]

- 事業遂行状況報告書の提出。(ただし、概算払請求書を提出した場合は不要。)
- (必要に応じて) 概算払請求書/計画変更等承認申請書/遅延届出書の提出。

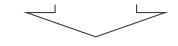
事業完了後

補助事業が完了した日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

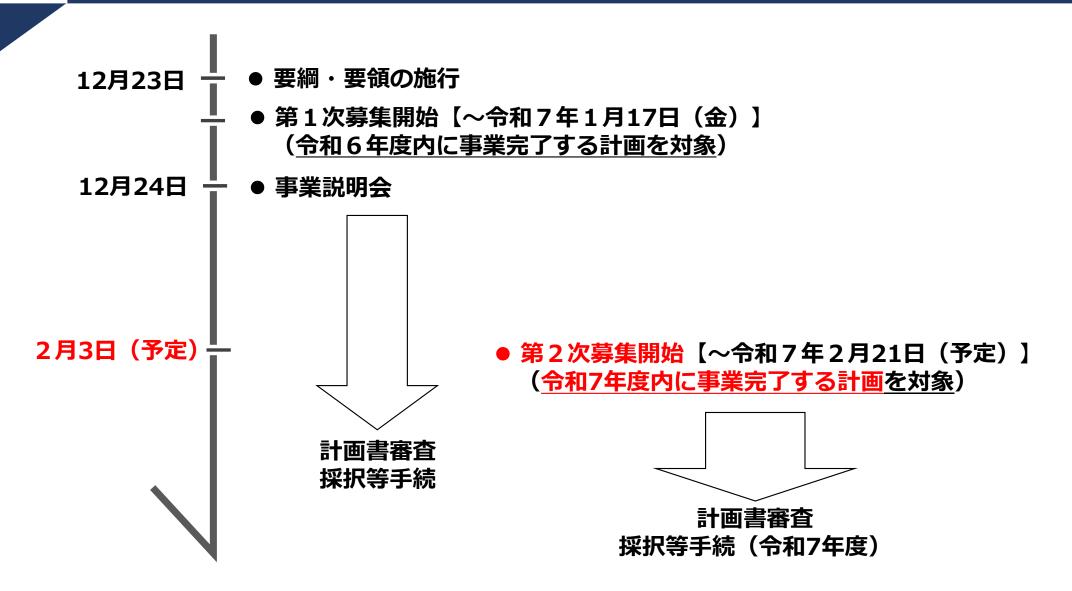
- 実績報告書の提出。
- (必要に応じて)取得財産等処分の承認申請。

成果目標の目標年度の翌年度の7月末日まで

■ **評価報告書**の提出。 (成果目標の達成状況について評価) 取得財産等については、補助 事業完了後においても、**善良な 管理者の注意をもって管理**し、 **補助事業の目的に従って効率的 運用を図る必要**。



- 額の確定、精算。 (補助金の額を確定し通知。)
 - 現地調査
 - ・必要に応じて是正命令



問い合わせ先

国内肥料資源活用総合支援事業

各地方農政局等の窓口

北海道農政事務所 生産支援課 011-330-8807

東北農政局 環境・技術課 022-263-1111 (内線4540、4331)

関東農政局 環境・技術課 048-740-0450

北陸農政局 環境・技術課 076-232-4893

東海農政局環境・技術課 052-746-1313 近畿農政局 環境・技術課 075-414-9722

中国四国農政局 環境・技術課 086-224-4511 (内線2448、2773)

九州農政局 環境・技術課 096-300-6269

沖縄総合事務局 生産振興課 098-866-1653

農林水産省の窓口

農産局技術普及課 03-6744-2182

(肥料利用者の実証・機械導入等の取組に関する事項)農産局農業環境対策課03-3593-6495



参考資料

国内肥料資源の利用拡大に向けた取組

関係者の機運の醸成 (国内資源由来肥料の利用拡大に向けた全国推進協議会)

■ 国内肥料資源の利用拡大に向け、原料供給事業者、肥料製造事業者、耕種農家等の 関係者が一堂に会し、取組方針等を共有し機運を醸成するほか、関係者が連携した取 組を推進するため、全国推進協議会を設立。(令和5年2月)



会員

国内肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者、関係団体、研究機関、地方公共団体、関係府省庁であって、協議会の設立趣旨に賛同する者。(令和6年11/29時点:455会員)

幹事会

会員の中から選出する幹事を構成員と する幹事会を設置。

協議会の具体の活動内容等を検討。

- (一社) 全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、
- (一社) 日本有機資源協会、(公社) 中央畜産会、
- (一財) 畜産環境整備機構、(公社) 日本下水道協会、
- (一社)全国肥料商連合会、(公社)日本農業法人協会

【事務局長】農林水産省 生産振興審議官

広域的な連携の取組サポート

事業者間のマッチング機会(国内資源利用体制の構築)の場を提供し、新たな連携づくりをサポート。

生産現場での利用拡大に向けた取組を推進

各地の先行事例等を基に、国内資源由来肥料の導入メリットを広く情報発信するとともに、取組のポイントや生産現場での導入に当たって留意すべき事項等をとりまとめ横展開を図り、生産現場における国内資源の肥料利用の拡大に向けた取組を推進。

先進事例の横展開・関連情報の提供

農水省HPにおいて、関連施策情報のほか、会員からの情報を随時受け付け、多様な関係者による取組に関する情報や知見をタイムリーに発信。

関係事業者間の連携づくり(マッチングの取組)

- 関係事業者間の連携づくりの契機となるよう、関係事業者のニーズ等に関する情報を 一元的に収集し、互いに閲覧できるマッチングサイトを開設。(令和4年12月)
- 併せて、関係事業者間の実際の交流機会の場として、マッチングフォーラムを開催。



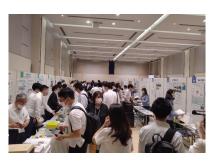


広域的な連携の取組のサポート(マッチングフォーラムの開催)

- 肥料原料供給事業者、肥料メーカー、肥料利用者、肥料販売事業者、肥料関係機械メーカー、自治体、JAグループ等幅広い業界の関係者が一堂に会す「国内肥料資源の利用拡大に向けたマッチングフォーラム」を開催。
- マッチングフォーラム当日は、学識経験者等による基調講演や肥料資源別の先行事例の話題提供をはじめ、 交流会では肥料サンプルや商品紹介パネル等を展示するなど関係者間の交流の場を提供。

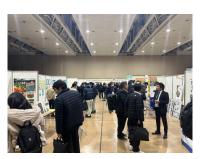
【マッチングフォーラムの模様】











(in東京の模様)

(in九州の模様)

(in北海道の模様)

【マッチングフォーラムの開催実績・開催見込み】

令和5年 6月29日 第1回:マッチングフォーラム in東京

9月20日 第2回:マッチングフォーラム in九州

令和6年 1月31日 第3回:マッチングフォーラム in東北

3月 1日 第4回:マッチングフォーラム in東海

令和6年 9月25日 第5回:マッチングフォーラムin中国四国

12月 4日 第6回:マッチングフォーラムin北海道

令和7年 1月31日 第7回:マッチングフォーラム in東京

(東京都大田区産業プラザPiO小展示ホール)

(熊本県上益城郡 グランメッセ熊本 展示ホールD)

(宮城県仙台市 みやぎ産業交流センター本館展示棟 展示ホールC)

(愛知県名古屋市 名古屋国際会議場 イベントホール)

(広島県広島市 広島県立広島産業会館 東展示館)

(北海道札幌市 アクセスサッポロ 大展示場)

(東京都大田区産業プラザPiO大展示ホール)

追加開催!